

議案第 35 号

市川市下水道条例の一部改正について

市川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市下水道条例の一部を改正する条例

市川市下水道条例(昭和 47 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市公共下水道の設置及び管理」を「、公共下水道及び都市下水路の設置、管理及び構造」に改める。

第 2 条中「公共下水道」の次に「及び都市下水路」を加える。

第 3 条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改め、「それぞれ」を削り、同条第 1 号中「附随する」を「付随する」に改め、同条第 2 号中「暗渠」を「暗渠^{きよ}」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 都市下水路 下水を排除するために本市が管理している下水道（公共下水道を除く。）で、その規模が下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「政令」という。）第 1 条で定める規模以上のものであり、かつ、本市が法第 27 条の規定により指定したものをいう。

第 6 条中「行なおう」を「行おう」に改め、「の各号」を削り、同条第 3 号中「個所」を「箇所」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の

断面積は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）	勾 配
１５０未満	１００以上	１００分の２以上
１５０以上３００未満	１２５以上	１００分の１．７以上
３００以上５００未満	１５０以上	１００分の１．５以上
５００以上	２００以上	１００分の１．２以上

第６条に次の１号を加える。

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径及び同表の右欄に掲げる勾配の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位 ミリメートル）	勾 配
２００未満	１００以上	１００分の２以上
２００以上４００未満	１２５以上	１００分の１．７以上
４００以上６００未満	１５０以上	１００分の１．５以上
６００以上１，５００未満	２００以上	１００分の１．２以上
１，５００以上	２５０以上	１００分の１以上

第７条の見出し中「排水設備新設等」を「排水施設の新設等」に改め、同条中「排水施設」の次に「（排水設備及び法第２４条第１項の規定によりその設置

について許可を受けるべき排水施設を除く。第9条第1項において同じ。))」を加え、「行なおう」を「行おう」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「講ぜられる」を「講じられる」に改める。

第8条の3の見出し中「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改め、同条第1号中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」を「政令」に改める。

第9条第1項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第2項ただし書中「および」を「及ぼす」に改める。

第10条第1項中「行なうことはできない」を「、行ってはならない」に改める。

第11条の2第1項中「行なおう」を「行おう」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「行なった場合に」を「行った場合について」に改める。

第15条第5項中「土木建築等」を「、土木建築等」に、「行なう」を「に行う」に改める。

第20条の次に次の8条を加える。

（公共下水道の構造の基準）

第20条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第20条の6までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第20条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第20条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は

柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の基準)

第20条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第20条の5 第20条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の

保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第20条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理)

第20条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速^ろ過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(都市下水路の構造の基準)

第20条の8 第20条の3、第20条の4及び第20条の6の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第20条の9 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障が

ない部分については、この限りでない。

第 2 2 条第 1 項中「前条」を「、前条」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第 2 項中「附随して行なう」を「付随して行う」に改める。

第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。

（都市下水路への準用）

第 2 4 条の 2 第 2 1 条から前条までの規定は、都市下水路について準用する。

この場合において、第 2 1 条及び第 2 2 条第 1 項中「法第 2 4 条第 1 項」とあるのは「法第 2 9 条第 1 項」と、第 2 3 条第 1 項ただし書中「第 2 1 条」とあるのは「第 2 4 条の 2 において準用する第 2 1 条」と、前条中「前条第 1 項」とあるのは「次条において準用する前条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 2 6 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「行なった」を「行った」に改め、同条第 8 号中「怠たり」を「怠り、」に、「記載」を「記載が」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の 3、第 9 条、第 1 0 条第 1 項、第 1 1 条の 2、第 1 5 条第 5 項及び第 2 2 条の改正規定、第 2 4 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 2 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 1 5 年政令第 4 3 5 号）附則第 2 条の規定の適用を受ける公共下水道又は都市下水路であって、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。以下同じ。）の工事に着手したものについては、改正後の市川市下水道条例の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 1 7

年政令第 3 2 7 号) 附則第 2 条の適用を受ける公共下水道又は都市下水路であつて、この条例の施行後に改築の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、改正後の市川市下水道条例の規定を適用する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）における下水道法の改正により、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準並びに都市下水路の構造及び維持管理の基準を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。